

鍼灸マッサージ治療を健康保険で受診できるよう

医療を考える会

住所:渋谷区代々木 2-39-7メゾン代々木201

TEL:03-3375-6151 / FAX 03-3299-5275

メールアドレス :iryō-kangaeru@waltz.ocn.ne.jp



発行元 : NPO 法人医療を考える会

衆議院への要請行動報告

 衆議院議員新党きづな 渡辺浩一郎幹事長・小林正枝副幹事長に要請行動を実施しました
山西 俊夫

4月2日(月)12時45分、衆議院第二議員会館ロビーに、相葉、清水、早河夫妻、田中、山口、植原、松田、Y・H、山西の施術師、患者の有志計10名が集まりました。今回、国会請願が実現したきっかけは、相葉先生と早河顧問が鍼灸光線治療を通じて、渡辺議員(板橋区選出)と知り合い親交を深めた結果実現したものです。ご存知のとおり、相葉先生が79歳、早河顧問が83歳とシルバーパワーが、強い信念で先頭に立って、直接国会議員に請願する機会を作ってくださいましたことに改めて感謝申し上げます。

定刻に全員が集合、若い秘書の方が1Fのロビーに出迎えてくださり、754号室の渡辺議員事務所に案内されました。支持者からの揮毫や訪中時に人民大会堂で写した記念写真がきちんと飾られた会議室で、渡

辺議員と板橋区議、他の秘書の方々が待つ



渡辺議員から挨拶があり、厚生労働委員である小林議員を紹介して下さいました。まず、相葉先生から今回の請願の趣旨である、『鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の健康保険取り扱いにおける厚生労働省への要望事項』の請願文の読上げがありました。その内容骨子は、

1. 患者が受療し易いようにしていただきたい
2. 受領委任払いを考えていただきたい
3. 医療の不合理を正していただきたい

の三点からなります。

相葉先生は、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師間に横行している健康保険適用上の不公平、不合理の現状と、国民皆保険制度である限り平等に制度の恩恵を受けられるよう改善の必要が急務であると強く両先生に訴えられました。



つづいて、清水・鍼灸マッサージ師会事務局長よりくわしい補足説明がありました（次ページ原稿参照）。

参加した施術師から現行制度での矛盾点について実例を挙げて分かり易い説明があり、また患者一人一人から各自の病状（パーキンソン病、水頭症、乳癌、大腸癌、肝炎等）が東洋医療施術を受けて著しく快復した経過説明と、それにも拘らず国は何故保険適用を認めようとしないのかと怒りをもった訴えがありました。特に早河顧問はこの日のために用意された長文の便箋を読上げられ、官僚統制は間違っている、このままでは国が減ぶと訴えられ、まだ話す時間が不

足していたとのご意見でした。

一方、渡辺議員から、「接骨は大きな組織があるようだ。鍼灸も組織がまとまる必要がある。」との発言がありました。小林議員から、「整体に掛かっているが、今話を聞いて初めて内容が分かった。厚生労働委員会で一般質問の機会があったら、質問前にテーマをもって打合せてやりたい。まず問題点を提議し牛歩のようでも出来る所からやりたい。」と発言がありました。（後日、渡辺議員から事務局に直接 TEL があり、今後小林議員が窓口になる旨説明してくださいました。）

その後、秘書の方が国会見学に随行してくださり、議員食堂で渡辺議員との懇談会もセットされて、一同、同議員の当日の心遣いに感謝して国会を後にしました。

それにしても、国会内は厳かでかつ古めかしい建物で、階段が多く、みなさん歩き疲れた様子でしたが、両議員が熱心に我々の訴えに耳を傾けてくれたことは、会として一步前進することが出来たのでぜひ今後の活動に繋げたいと思いました。



渡辺浩一郎衆議院議員を訪ねて

一般社団法人 鍼灸マッサージ師会

清水 一雄

NPO法人医療を考える会主催で、鍼灸、マッサージ健康保険の矛盾ある行政指導の軌道修正を図るべき訴えを聞いていただきました。相葉理事長はじめ参加者は10名で、私もNPOの会員ですが、この場の席では一般社団法人の立場として参加しました。

渡辺議員には今回で3回目の話し合いの場を提供していただき、民主党より新しく立ち上げられた「新党きづな」で幹事長を担われ、厚生医療を専門にされている同党の小林正枝衆議院議員も同席されました。小林議員は静岡の方で地元にて整体に掛かっておられ、体の不調に対して西洋医学のみではなく東洋医学にも掛かっていることを話され、接骨院を整体と表現されているようでした。今後は小林議員が相談に乗っていただけるということで、またの会合を約束しました。始めに相葉理事長が要望書を提出し読み上げられ、私は要望書で表現されている鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の健康保険取扱における償還払い、委任拒否、代理受領、受領委任払いの解釈と法律が同じである柔道整復師との差別的医療行政の問題を話しました。

このように業団として話す役割と、患者の立場で癌疾患であるNPOの会員が同席され、鍼灸治療を通じて回復している様を話され施術者が話すより説得力を感じました。

このように鍼灸治療で効果が得られても、健康保険では同意書に癌疾患のみで記載されると対象外にされます。決められた6疾患に相当すればこれで請求することになり

ますが、相当しなければ保険対象外です。何れにしても西洋医学以外で癌に効くということすら国が認めたくないねじれ現象が根強くあります。

この度のアクションは次に繋がっていきそうでもとても収穫がありました。



要請行動に参加して

田中 榮子

はじめは、この行動に参加しても価値あるかナーと、思っていました。相葉先生の患者さん方が熱心に参加して下さり、又、若い、小林議員さんの積極的な姿勢に、前進のためには、一つ一つの行動が大事だと感じました。

私は、看護師職の時、病気になり、39年前より、鍼灸、あんま治療を受けてきました。よどんだ水が澄んでくるような効果に引かれ、自分も免許を取り、開業しています。健康保険で安心して受けることが出来たら、多くの方がどんなに助かることでしょう。

4月2日、桜はまだつぼみの中、国会へ向かった。今度で2度目の議員陳情であった（前回は小池晃議員）。

渡辺・小林両議員に私たちは訴えた。相葉先生は持ちきれないほどの資料を抱いて、熱っぽく接骨院の違法行為がずっとまかり通っていることの不当性を、早河先生も医学制度の不備等を。

私は、鍼灸マッサージは第一に「同意書」を書いてくれる医師が少なく、入り口でハードルが高いこと、第二に保険を使っても保険から支払われる金額が低く、結局個人負担は高額となってしまう、万人が受けられないこと、従って『同意書の撤廃』をしてほしいと話した。つまり西洋医療と差別しない方法を、国会で審議して欲しい事等を時間の制約の中、各自訴えた。Hさんは、専門家として勤務された実態から、接骨院の内情を暴露。これには本当に怒りがいっぱいだった。しかし現状では平然と営業がまかり通っていて、私たちには知らされておらず、鍼灸院が生計を維持できない現状では患者は救われない。

西洋医学と差別せず、両者の良き所を互いに使って病気を治すことが、日本人にとっての幸せである。明治政府の悪政で、伝統医療はずっと日陰の医療となってしまった。“自然の治癒力を活かす”身体に優しい『鍼灸マッサージの保険適用』を両議員から沢山の議員に広げ、患者が病から解放されるため、一日も早い保険適用の為、私もこれからも頑張って生き抜いていきたいと思った春の一日だった。

鍼灸マッサージ治療を受けたい

 山口 充子

鍼灸・マッサージの治療を受けたいと地元の病院何ヶ所かに「同意書」をお願いしましたが、「鍼灸は解らないから書けません」「私はお断りしています」。

鍼灸院や施術所では「保険請求は金額が安いし、めんどうだから・・・」などで、保険診療で掛かりたくても行けません。

厚生労働省の通知で医師に同意書をもらわなければ保険で請求できないなら医師に義務付けをするようにしていただきたいと思います。

接骨院で働いて知ったこと

Y・H

私は2004年、はり師、きゅう師、あんま・マッサージ・指圧師の3免許を取得し、2年間接骨院で働いていました。その際の経験を渡辺議員、小林議員に以下のようにお話し申し上げました。

・鍼灸院で働きたかったが、鍼灸院は事実上保険が使えないため、患者が少なく雇用口がない。やむなく接骨院で働いた。

・仕事内容は院内での全身マッサージと、在宅リハビリ患者の往診マッサージ。院では両方とも保険適用の治療として請求していたが、前者は違反である。接骨院で保険によるマッサージはできない。

・一緒に働いていたスタッフのうち半数は無資格者である。仕事内容は同じ。院内のみならず往診にも行っていた。もし事故が起きたら…ということを院長は考えなかったのだろうか。

・患者のほとんどは肩こり、腰痛などの慢性疾患で来院。接骨治療の適応である「一週間以内の捻挫、打撲」で来院した人は、20人にひとりいるかどうか。接骨院による医療費請求は3000億円以上だが、厳密な査定を行えば150億円ぐらいということになる。2850億円の国民医療費（＝国民のカネ）が不正に使われていることになる。

・待合室には「患者様へのおしらせ」として、「みなさまの来院時の症状と、当院の保険請求時の症状名は異なることがあります。」旨の張り紙がしてあった。保健所からの問い合わせに対する予防線であろう。

・その接骨院は不正請求にからむ監査の情報を得たのか、突然の不可解な閉院を行った。

働いていた時からなにかモヤモヤした空気を感じていたが、相葉鍼灸院のスタッフになって先生から接骨業界の仕組みを聞き、知らぬとはいえ不正の片棒を担いってしまったのかと思うと無念であります。

なお、小林議員から「接骨院で自費で整体治療を受けている。保険証の提示も求められた」というお話がありましたので、整体など「各種療法」について皆でご注意申し上げます。

・「整体」は、治療内容はマッサージと同じだが、「各種療法」に分類され、無資格者でも出来る。カイロ、アロマ、ツボ療法、〇〇式マッサージ（例えばタイ式マッサージ）などが花盛りだが、これらも同様である。人の体に触れ、間違った施術をすれば傷害

を負わせる可能性もあり、病歴その他、人の秘密を知りうるようなことを、無資格者が大々的に行ってよいのか？あんまマッサージ指圧師は、学費500万円也を支払い、3年間の専門教育と国家試験合格というふるいにかけて世に出るのに、同じ仕事をまったくの素人がおこなってもお咎めなし。「あんま・はり・きゅう師法」に、「マッサージは名称独占でない」とあり、つまりマッサージって一般的な言葉だから、素人も使って仕事していいですよ、と政府がお墨付きをあたえているのである。

・保険請求と自費治療は併用できない。自費を要求する一方、保険請求もしているのは不正行為である。

あと30年したら、あんまマッサージ指圧も、鍼灸も日本から滅びているだろうなあ…と、さびしく思います。無資格で同じ仕事ができるなら、わざわざマッサージの資格を取る必要はないし、自費治療の鍼灸は受ける人もいなくなるでしょう。鍼灸マッサージは、切ったり縫ったり毒を盛ったりするわけではないので、速攻で劇的な効果は出にくいのですが、自分の持てる力を上げていってあるとき気づくと楽になっている、自分の体に対する信頼を取り戻す、そんな和やかな治療法です。健康保険が適用されて負担が少なくなれば受けたいという調査結果もあります。まず現在ネックとなっている医師の同意書問題を解決し（廃止もしくは患者の要求があれば拒否せず書く）、治療実績を上げて保険による支給額もアップできれば患者さんの負担が減り、施術者の生活も安定するでしょう。患者さんの協力を得ながら、業界も一致して行動していくことが望まれます。



患者の声



長い間体調も精神状態も安定していなかった私ですが、最近とても落ち着いて元気になってきました。その経緯をお話したいと思います。

子供の頃から病弱で、病院にはなじみのある生活でした。自分が健康になりたい一心で色々模索しておりました。37年前に初めて東京保健生協の鉄砲州診療所で鍼治療を受け、頸肩腕症候群が3回の治療で直ったのが鍼の初体験です。同病院では漢方薬も処方していただき、以来、東洋医療への関心が深まってゆきました。後年、ヘルパーの仕事に就いてからはぎっくり腰が癖になったため、介護現場で出会ったマッサージ師のS先生の治療を受け改善した体験もあります。次に、友人が脳梗塞で倒れマッサージ治療の紹介を頼まれ、S先生に紹介していただいたK先生のところに友人の付き添いで行きK先生とも知り合いました。

2年ほど前にまた体調を崩し検査を受けたのですが、血圧とコレステロール値が少し高いだけでした。しかし自分では本当に具合が悪く、気持も萎えてもう寿命かと思ったくらいです。漢方薬も処方してもらいましたが、昔は出なかった副作用が今回出てしまい、量を減らしてもダメだったため鍼治療だけにしようと思われ、K先生は鍼もなさるためK先生にかかることに決めました。以前付き添いで行く度に、帰宅するとなんとなく体調が良くなった体験があったからです。依頼、現在までK先生に治療していただいています。

K先生の治療はまず血圧を計り、脈を診、その日の体調により鍼灸・マッサージ・ヒーリングなどをアレンジしてくださいます。私の場合、鍼灸・マッサージ・薬その他何に付け過敏に影響を受けやすい体質のようで、鍼も強すぎることもあるようです。先生にお願いし、今はお灸やマッサージ、鍔鍼治療（テイシンチリョウ）をしていただいています。直接体に鍼を入れなくても十分な効果があると感じています。気がうつが続けていたのも「気を丹田に」とのアドバイスをいただき、気が舞い上がると自分で「丹田、丹田」と言い聞かせるようにしていましたが、気も自然に落ち着いてきました。また、先生とのコミュニケーションも大事な要素です。自分の体のことを分かりたい・分かってほしい気持ちで、積極的に先生にアプローチを重ねるうちに、お互いに分かってくるようになりました。勉強家の先生との情報交換もとても有意義です。これらを総合した結果、体調が良くなり徐々に気が満ちてきたように思います。治療後は体が軽くなり、帰りの30分の道のりを短く感じるようになりました。今では毎日体の中から発熱し温まっており、気持ちも穏やかに過ごしています。

*鍔鍼治療…鍼は刺さず、ツボに鍼を接触して気の調整をする療法。



『TPP 問題講演会』

7月1日(日) PM1:30～ 於家庭クラブ会館

講師 寺尾正之氏(保険医団体連合会事務局次長)



TPP で健康保険制度が壊される

TPP (環太平洋連携協定) 交渉参加は、東日本大震災、福島原発事故による混乱のさなか突然に菅総理によりもちだされました。

「第三の開国」とか「日本再生の途」などという過剰包装に包んで宣伝されましたが、TPP は関税ゼロ、貿易制限撤廃を前提にした交渉であり、世界的に活躍する企業に活動の自由を保障するための協定です。

政府内からも、そして広い団体から疑問の声が上がりました。

JA全中(全国農業協同組合中央会)は「日本が TPP に参加すれば、関税撤廃による農林水産業への打撃により、地域経済・社会や国の食料自給率に大きな影響が及ぶだけでなく、医療、食の安全・安心などにかかわる仕組み・制度が変更を余儀なくされ、私たちの生活が一変してしまう可能性があります。」とっています。

日本医師会は、「国民皆保険の堅持、医療の安全と安心の確保が約束されない限り、TPP への参加を認めることはできない。また、TPP 交渉参加の議論をきっかけに、医療の営利産業化を推進する考えが広がることも懸念される。」とのべています。

食べ物や医療などわれわれの生活に重大な影響があるのですが、原発問題と同様に政府は明らかにしません。私たちが専門家の力を借りて本当の姿をしらなければ情報の目隠しをされたままです。

今回、TPPと医療への影響について、寺尾正之氏(全国保険医団体連合会事務局次長)のお話をうかがう講演会を開催することといたしましたので、是非ともご参加ください。

TPP の医療への影響でこんな心配があります

- 医療では、混合診療の全面解禁、株式会社の病院経営への参入により医療が営利となり、医療費が高騰する。
- 保険外診療がさらに拡大され、経済力の違いで「医療の格差」が広がる。
- アメリカは保険のメガ企業が多いため保険は重要な産業ですから、国民皆保険を維持するのは非関税障壁になると指摘する可能性はやはり高く、国民皆保険の民営化はあるのではないかと。
- 米国政府が TPP 交渉で、公的医療保険の運用で自由化を求める文書を公表していたにもかかわらず、日本政府は「公的医療保険制度は交渉の対象外」と国民に説明していた。しかし、9月16日に外務省を通じて受け取っていたことを認め、公的医療制度の根幹である薬価の決定方法が TPP 対象になる可能性も認めた。アメリカは健康保険制度の変更を要求している。政府は大切な問題をかくしているのではないかと。

今後の予定



- 6月11日(月)** PM1:30 於会事務所 **理事会**
- 7月1日(日)** PM1:30~ 於家庭クラブ会館 大会議室
(渋谷区代々木3-20-6)
『TPP 問題講演会』
講師 寺尾正之氏 (保険医団体連合会事務局次長)
- 7月30日(月)** PM1:30 於会事務所 **医療制度をよくするための学習会**
講師 久下勝通氏
- 9月16日(日)** 予定 レクリエーション **小石川植物園見学会**
- 11月18日(日)** PM1:30 場所未定 **NPO 医療を考える会 総会**

編集後記

今回は、国会請願行動を特集に組みました。当会の八十才パワーの行動力のおかげで、新党きづなの渡辺幹事長と小林副幹事長との面会が実現し、両代議士に厚生省への働きかけを要請することができました。数は力なりと申しますが、10名もの施術師と患者のグループが一体となって意見具申を行ないますとそれなりに迫力が増します。特に席上、私達老人パワーの先生方の威力は目を瞠るものがありました。今後は会との窓口は小林副幹事長が担当して下さることが決まりました。これからの展開が楽しみであると同時に、両代議士が国会議員として、これからも長く重責を果たされるように願って止みません。

(山西)

